

## 随意契約理由書

1 業 務 名	道路管理システム構築業務（平成30年度）
2 業 者 名	阪神高速技研株式会社
3	
<p>本業務は、阪神高速道路の高架下等に設置された道路管理用施設及び環境施設帯等の適正な管理を行う道路管理業務を対象に、業務の効率化及び高度化を図るための道路管理システムの構築業務である。</p> <p>業務の円滑な実施にあたっては、当社のシステム全般、業務及び管理規定等に精通しているとともに、当社の道路管理等データを取り扱う情報システム群とその仕様を熟知し、情報システム群の連携を行う能力を有した上で当社の意図を的確かつ迅速に反映できることが必要である。阪神高速技研株式会社は、当社の経営戦略、方針に基づいた当社のグループ会社として当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、当社のシステム全般に精通し、業務及び管理規定類を熟知したうえで、本業務の実施にあたって求められる特殊な知識（道路管理等データを取り扱う情報システム群とその仕様）及び能力（情報システム群の連携）を有しているだけでなく、共通の経営目的をもって業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質の向上を図っている。</p> <p>これらのことから、同社は、他社よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、随意契約とする。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。	

注1) 随意契約理由は、個々の契約に即したできるだけわかりやすいものとする。

※ 建設コンサルタント業務等及び購入等の場合は、様式中「工事名」等の表記を「業務名」に書き換えて使用するものとする。